

関市自治会連合会規約

第1条 本会は、関市自治会連合会と称し、事務所を市役所内に置く。

第2条 本会は、関市の自治会をもって組織する。

2 本会は、次の表のとおり18支部で組織する。

支 部		
安桜	旭ヶ丘	瀬尻
広見	倉知	富岡
千疋	小金田	保戸島
田原	下有知	富野
桜ヶ丘	洞戸	板取
武芸川	武儀	上之保

第3条 本会は、各自治会における自治活動について連絡提携し、市政への協力と民意の反映につとめ、市民生活の向上と市政発展に寄与することをもって目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自治会及び支部並びに市政への協力に関する事。
- (2) 民意の把握と反映に関する事。
- (3) 市の広報活動に関する事。
- (4) 市民生活の安全と福祉の増進に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事。

第5条 本会に次の部を置く。

総務部
福祉部
防犯防災部
交通部
スポーツ部
環境衛生部

2 前項の各部に部長及び副部長を置く。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
会計 1名
書記 1名
理事 次条第5項で定める人数
監事 2名

第7条 会長、副会長、会計及び書記は、理事の中から選考委員会の推薦に基づき理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 部長及び副部長は、会長が選任し、総会の承認を得るものとする。

- 3 選考委員会の委員は、各支部から1人を選出する。
- 4 選考委員会の委員長は、選考委員会の委員から1人を互選する。
- 5 理事は、各支部より選出し、支部ごとに次の表の加入世帯数の区分に応じて同表に定める理事の人数をもって充てる。

加入世帯数	理事
1,000世帯未満	理事1名
1,000世帯以上2,000世帯未満	理事2名
2,000世帯以上3,000世帯未満	理事3名
3,000世帯以上	理事4名

- 6 監事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

第8条 会長は、本会を代表して、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 部長及び副部長は、各担当部を統括し主要事項を審議する。
- 4 理事は、本会の主要事項を審議する。
- 5 会計及び書記は、本会の会計、庶務を処理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。

第10条 本会に顧問を推戴することができる。

第11条 本会の会議は、総会、執行部会及び理事会とする。

- 2 総会は、自治会長及び役員をもって構成する。
- 3 定期総会は、毎年4月又は5月に開催するものとする。
- 4 臨時総会は、理事会で必要と認めるとき又は自治会長の3分の1以上の要求があったときに会長が招集する。
- 5 執行部会は、会長、副会長、会計及び書記をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催するものとする。
- 6 理事会は、執行部会の構成員及び理事をもって構成し、執行部会が必要と認めるときに開くことができる。

第12条 会議は半数以上の出席で成立し、議事は過半数で決定する。可否同数の場合は、議長が決する。

- 2 総会の議長は、その総会において出席した者の中から選出し、理事会の議長は会長又は会長が指名した者となる。

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は理事会において決定する。

第14条 本会の経費は、寄付金、補助金及びその他収入をもって充てる。

第15条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第16条 本規約の変更は、総会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和43年2月21日から施行する。
- 2 従前の関市自治会連合会規約（昭和27年2月25日施行）は、これを廃止する。
この規約は、昭和49年2月22日から施行する。
この規約は、昭和52年2月20日から施行する。
この規約は、昭和57年3月2日から施行する。
この規約は、昭和58年2月23日から施行する。
この規約は、昭和61年2月25日から施行する。
この規約は、昭和63年2月21日から施行する。
この規約は、平成2年2月25日から施行する。
この規約は、平成3年2月24日から施行する。
この規約は、平成8年4月25日から施行する。
この規約は、平成12年4月27日から施行する。
この規約は、平成13年4月25日から施行する。
この規約は、平成17年4月23日から施行する。
この規約は、平成23年5月17日から施行する。
この規約は、平成24年4月24日から施行する。
この規約は、平成26年4月24日から施行する。
この規約は、平成28年4月26日から施行する。
1 この規約は、平成30年4月27日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項から第4項までの規定は、施行の日以後に任期終了となる会長、副会長、部長及び副部長の選出から適用する。